

☆ 利用料金表（医療療養病棟） ☆

＜基本料金＞

◆入院費（一部負担金） 令和8年8月1日改正分

			日 額		月 額	年間上限額 ※ 5
入院費 (負担金)	70歳未満	所得区分 ア			(限度額) 270,300円 + (医療費-901,000円) × 1% 〈多数該当140,100円〉 ※ 3	1,680,000円
		所得区分 イ			(限度額) 179,100円 + (医療費-597,000円) × 1% 〈多数該当93,000円〉 ※ 3	1,110,000円
		所得区分 ウ			(限度額) 85,800円 + (医療費-286,000円) × 1% 〈多数該当44,400円〉 ※ 3	530,000円
		所得区分 エ			(限度額) 61,500円 〈多数該当44,400円〉 ※ 3	530,000円
		所得区分 オ			(限度額) 36,900円 〈多数該当24,600円〉 ※ 3	290,000円
食事 負担金	医療区分1	通 常	550円	(1食)	49,500円	
		所得区分 オ	270円※ 1		24,300円	
	医療区分2・3	通 常	550円※ 2		49,500円	
		所得区分 オ	270円※ 1		24,300円	
居住費	※ 4		430円		12,900円	

※ 1 65歳未満の方で入院期間が90日超えの方は220円。

65歳以上の方で入院期間が90日超えの医療区分2・3の方は220円。

※ 2 指定難病受給者証をお持ちの方は330円。

※ 3 限度額に年三回以上該当した場合、四回目からの金額は多数該当の金額となります。

※ 4 65歳未満の方・指定難病受給者証をお持ちの方は0円。

※ 5 年間上限額は、毎年8月から翌年7月までの12か月間の合計が対象となります。

・ 月額 は30日として計算しています。(月によって、金額が増減致します。)

☆ 利用料金表（医療療養病棟） ☆

＜基本料金＞

◆入院費（一部負担金） 令和8年8月1日改正分

			日 額		月 額上限額	年間上限額 ※ 5
入院費 (負担金)	70歳以上	一定以上所得者Ⅲ（3割）			270,300円 + (医療費-901,000円) × 1% 〈多数該当 140,100円〉 ※ 3	1,680,000円
		一定以上所得者Ⅱ（3割）			179,100円 + (医療費-597,000円) × 1% 〈多数該当 93,000円〉 ※ 3	1,110,000円
		一定以上所得者Ⅰ（3割）			85,800円 + (医療費-286,000円) × 1% 〈多数該当 44,400円〉 ※ 3	530,000円
		通 常（2割）			61,500円	530,000円
		通 常（1割）			〈多数該当 44,400円〉 ※ 3	
		区分Ⅱ			25,700円 〈多数該当 24,600円〉 ※ 3	290,000円
食事 負担金	医療区分1	通 常		550円	49,500円	
		区分Ⅱ		270円	24,300円	
		区分Ⅰ	②	160円	14,400円	
			①	130円	11,700円	
	医療区分2・3	通 常		550円※ 1	49,500円	
		区分Ⅱ		270円※ 2	24,300円	
		区分Ⅰ		130円	11,700円	
居住費	※ 4		430円		12,900円	

※ 区分Ⅰ①：高齢福祉年金受給者

区分Ⅰ②：①以外の方

区分Ⅱ：市町村民税非課税世帯

※ 1 指定難病受給者証をお持ちの方は330円。

※ 2 入院期間が90日超えの方は220円。

※ 3 月額上限額に年三回以上該当した場合、四回目からの金額は多数該当の金額となります。

※ 4 指定難病受給者証をお持ちの方・区分Ⅰ①の方は0円。

※ 5 年間上限額は、毎年8月から翌年7月までの12か月間の合計が対象となります。

・ 月額 は30日として計算しています。(月によって、金額が増減致します。)